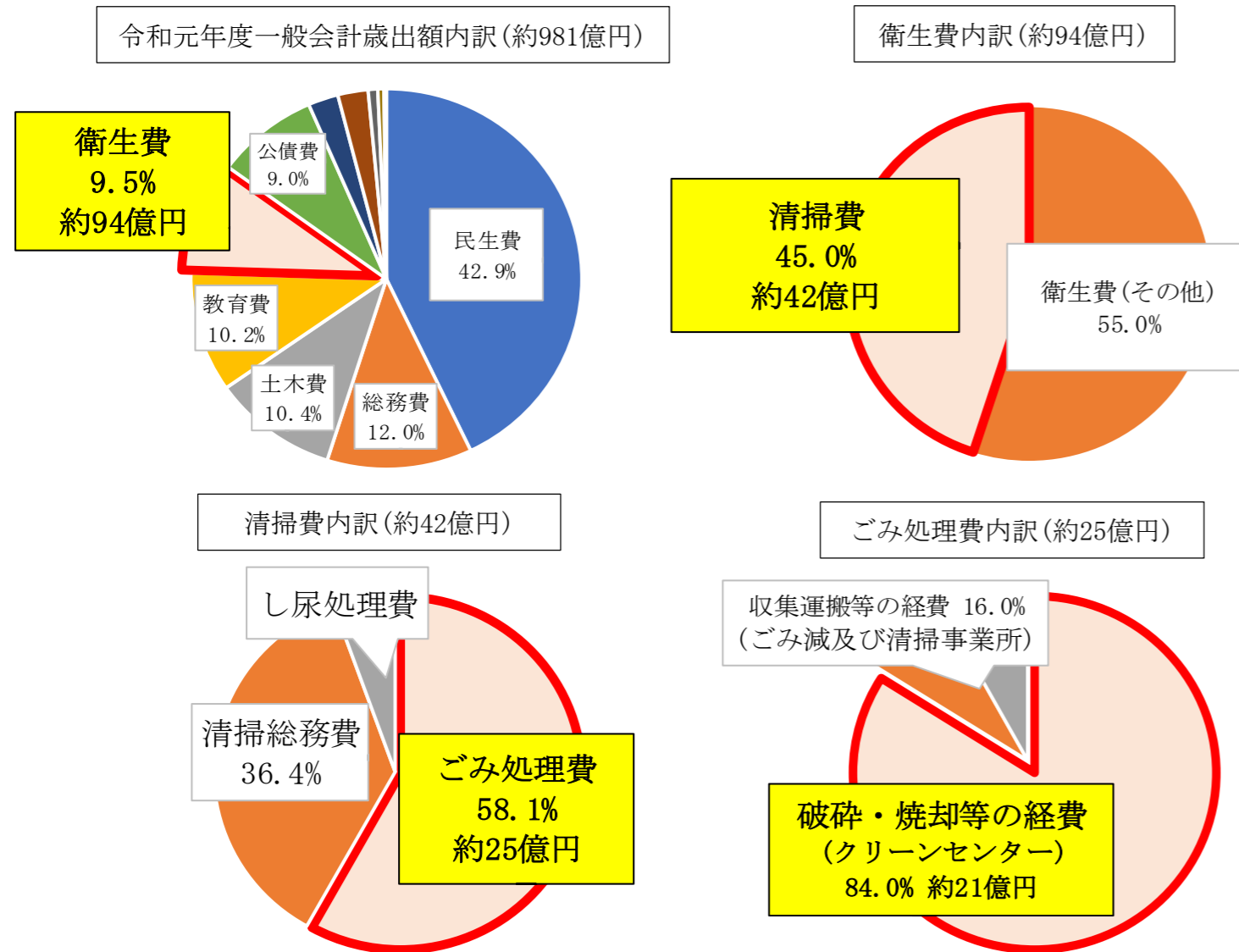


一般廃棄物処理手数料の改定について

1 本市の現状

(1) 財政状況（令和元年度決算状況）

令和元年度決算の一般会計歳出額約981億円のうち、衛生費は約94億円で、清掃費は約42億円です。清掃費のうち、ごみ処理費は約25億円で、ごみの破碎・焼却等の経費は約21億円です。



イ 市民及び事業者などから排出された令和元年度のごみ・資源の総排出量は、**約9.3万t**で、その内訳は次のとおりです。

家庭系ごみ 約6万t	事業系ごみ 約2.2万t	資源 約1.1万t
---------------	-----------------	--------------

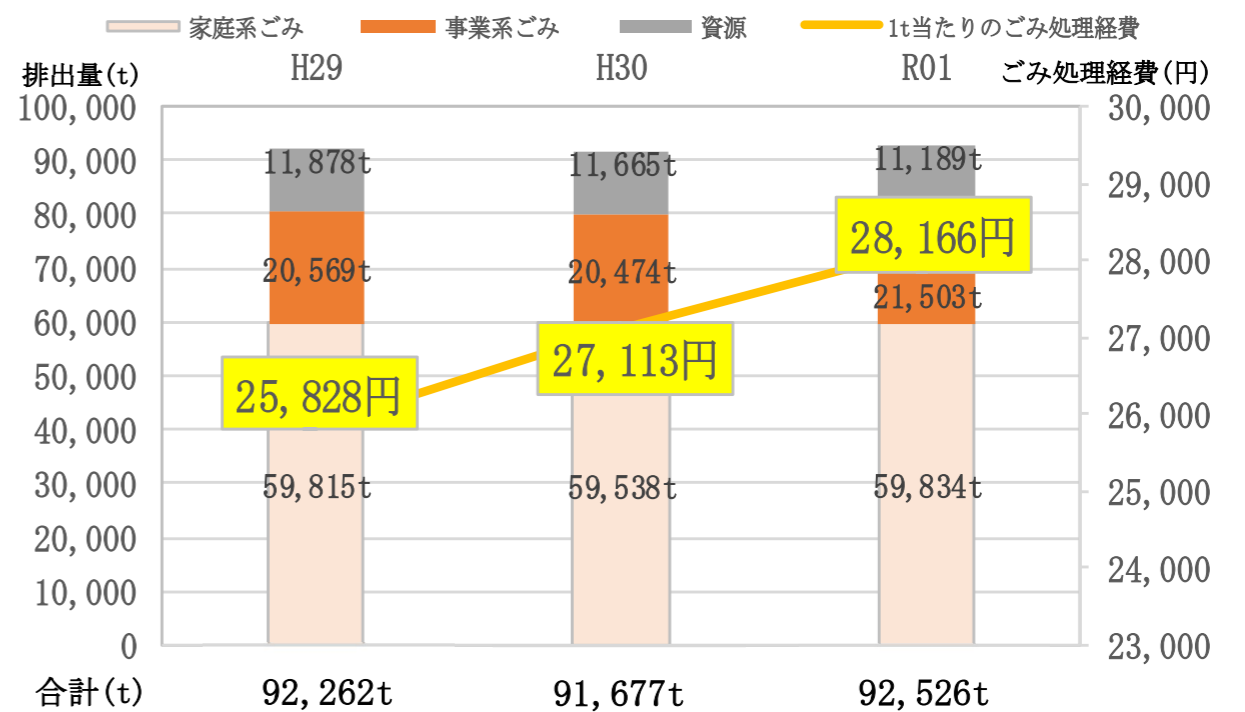
ウ 令和元年度における**1t当たりのごみ処理経費**は、次のとおりです。

$$\text{ごみ処理経費(約24億円)} \div \text{ごみ・資源量(約8.5万t)} = \text{約28,000円}$$

※約8.5万t = 総量約9.3万t - リサイクルした古紙等約0.8万t

⇒ 10kg当たり**約280円が必要**

エ 直近3年間のごみ・資源の総排出量及びごみ処理経費の推移は、次のグラフのとおりです。ごみ・資源の総排出量は大きく変化していませんが、ごみ処理経費は平成29年度から年々増加しています。これは、今後、施設整備を進めていくため、平成30年度から計画的に既存施設の修繕を実施しているためです。



(2) ごみ処理経費及びごみ・資源の総排出量（令和元年度）

ア ごみ処理経費とは、クリーンセンター・最終処分場等におけるごみ処理に係る経費総額で、令和元年度のごみ処理経費は**約24億円**です。

内 訳			
清掃総務費(約3億円)	ごみ処理費(約21億円)		
人件費(正規職員) 約3億円	人件費(臨時職員) 約0.6億円	施設維持管理に係る修繕費等 約19億円	その他(光熱水費等) 約1.4億円

2 現状における問題点

クリーンセンターでは、市民が持込む家庭系ごみの処理手数料として、10kg以上の部分につき、10kgごとに100円を徴収しております。

その処理手数料については、平成23年10月の改定から約10年が経過し、持込みごみの処理手数料が現在のごみ処理経費と乖離していることや、近隣市町の処理手数料（10kg/200円）※との間に開きが生じ、市外のごみの持込みが懸念されます。

※近隣市町の処理手数料については、「4 参考資料」を御参照ください。



3 改定の考え方

(1) ごみ処理手数料の改定(案)

家庭系ごみの処理手数料について、ごみ処理経費や近隣市町との均衡を図るため、一定量以上のごみ排出者に対して受益者負担を求めるとの観点から、ごみ処理基本計画に掲げる施策に基づいて、家庭系ごみの処理手数料を次のとおり改定したいと考えています。

クリーンセンターに持ち込まれる家庭系ごみの処理手数料は

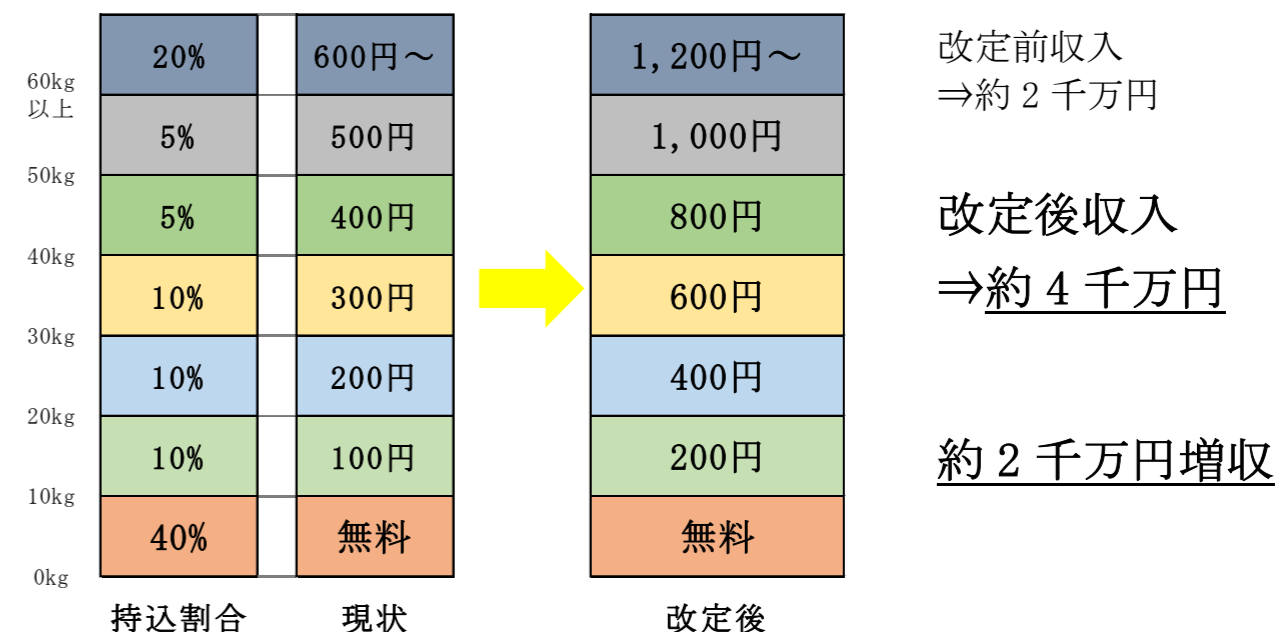
10kg以上の部分につき、10kgごとに100円

⇒ 10kgごとに200円

10kgまで無料

⇒ 継続

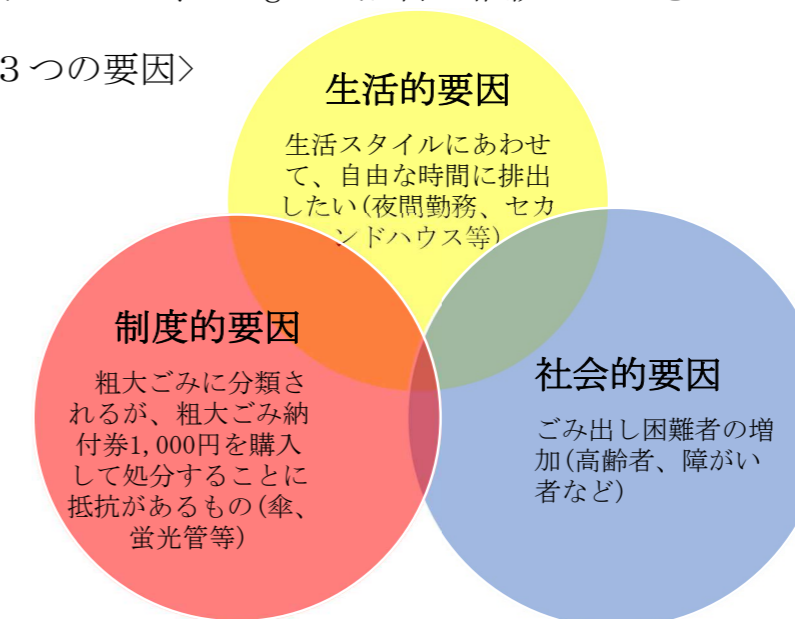
(2) 改定(案)による収入金額の推計(令和元年度ベース)



(3) 10kg未満「無料を継続」の考え方

現在、本市では、家庭系ごみはごみステーション収集を原則としており、処理手数料は無料です。しかし、次のような要因からごみステーションへ排出できず、10kg未満のごみやむを得ずクリーンセンターへ持込む市民も多くいるため、10kgまで無料は継続していきたいと考えています。

〈主な3つの要因〉



ただし、近い将来、ごみ処理基本計画の見直しが必要となるため、「さわやか収集の対象を拡充すること」や「ごみ分別ルールの見直し」等、様々な要因を常に注視していくとともに、現状を改善できるよう具体的施策の内容を検討し、無料部分継続の可否について、引き続き考えていきます。